

国家公務員倫理カード

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部局に相談しましょう～

- ◆公務員倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は各府省等や倫理審査会に連絡してください。

あなたの所属組織の相談・通報窓口

(連絡先を記載し直す)

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

03(3581)5344

三 100-0012

郵送 東京都千代田区霞が関1-2-3

FAX 03(3581)1802

検索

※ 通報した方の氏名等は本人の同意がない場合には窓口限りにとどめるなど、
通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

平成30年4月作成

- ・ 利害關係者と共に飲食するときに、割り勘をする利害關係者の眞想に左右されず、自分の意見を尊重する。
- ・ 割り勘の際は、自分の眞想が受け入れられるか心配する。
- ・ 自分の眞想が受け入れられるか心配する。
- ・ 利害關係者と共に飲食するときに、自己の意見を尊重される利害關係者の眞想に左右されず、自分の眞想を尊重する。

利害關係者との飲食の際の注意事項

利斯伯遜在總會上說：「倫理組是聯合國的組織，不是聯合國的工具。」

行政指導、契約等の事務の相手方たる職務執行者及び監査官等の職務執行者

利害關係者

- ・国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
 - ・職務や地位を私的利益のために用いないこと
 - ・国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
 - ・公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
 - ・勤務時間外でも、公務の信頼への影響を認識して行動すること

- 質典·法人別·職員名の名前印力印·金銭·物品等の贈与を受けること
- 例外: 法人一般に配布する宣伝用物品や記念品
- 消費等の支出行為は、供述接待費用を受けること
- (例外) 公職の職業報酬や、多數の者が出席する立候補(一元化)
- 全額の算定料金を受けること
- 自転車などの運送費や旅費などを支給する場合を受けること
- これらが銀行券並の現金で支給される場合を除くこと